

岩手県公安委員会告示第5号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定に基づき、同条の診断を行う医師を次のとおり指定した。

平成21年7月14日

岩手県公安委員会

委員長 藤原 博

医師の氏名	勤務する病院の名称	勤務する病院の所在地	指定年月日	診断の対象者
矢島 英雄	財団法人岩手済生医 会岩手保養院	盛岡市加賀野三丁目14 番1号	平成21年6月17日	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1 項第3号及び第4号に掲げる者並び に銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭 和33年政令第33号）第5条の2各号（ 第3号を除く。）に掲げる病気にかか っている者
土屋 輝夫	岩手県立南光病院	一関市狐禅寺字大平17 番地	〃	
小井田 潤一	岩手県立一戸病院	二戸郡一戸町一戸字砂 森60番地1	〃	
三浦 正之	医療法人財団正清会 三陸病院	宮古市板屋一丁目6番 36号	〃	
高橋 智	岩手医科大学附属病 院	盛岡市内丸19番1号	〃	
千葉 健一	岩手県立大東病院	一関市大東町大原字川 内128番地	〃	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5 条の2第3号に掲げる病気にかかっ ている者及び介護保険法（平成9年法 律第123号）第8条第16項に規定する 認知症である者